

市長等の措置に係る通知書

（ 教育部 ）

2016年10月31日監査執行

No	指 摘 事 項	措 置 の 状 況	改 善 又 は 検 討 の 目 標 年 月 日
1	(学校給食課) 学校給食費の収入は適正か		
	①調定を行っていないものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。	①毎月口座振替データを作成する前に、調定を行うよう事務処理を変更しました。 なお、給食費は、減額申請や喫食の除外届、就学援助世帯への給食費の援助(実質無料)などの対象となる児童が多数いることから、調定額の変更については、学校からの報告に基づき、随時調定更正を行います。	2016年 11月1日
	②納入の通知を行っていないものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。	②平成29年度から、年度初回の給食費振替10日前までに、必要な事項を記載した通知書を納入対象者あてに送付するようにいたします。 また、年度途中の転入者についても、同様の通知書を送付いたします。 なお、減額申請承認に伴う給食費の額の変更については、現在、減額決定通知書を送付することで納入通知の再送付を省略しており同手法を継続したいと考えております。	2017年 4月1日